## 糸田町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱

（目的）
第1条この要綱は，糸田町木造戸建て住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し，系田町補助金交付規則（平成 18 年規則第 3 号）に定めるもののほか必要な事項を定め，住宅の耐震改修の実施に要する費用の一部を補助（福岡県木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金を活用する。）することによりその実施を促進し，もつて震災に強いまちづくりに資するこ とを目的とする。
（定義）
第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところに よる。
（1）耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき，建築士法（昭和 25 年法律第202号）第 2 条に規定する建築士が，住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
（2）耐震改修工事 耐震診断の結果，上部構造評点が 1.0 未満である木造戸建て住宅について，建物全体又は 1 階部分の上部構造評点が 1.0 以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。
（3）木造戸建て住宅 在来軸組構法，伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー工法をい う。）で建築された木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものは，店舗等の用途に供す る部分の床面積が，建物全体の床面積の 2 分の 1 未満であるものを含む。）をいう。
（4）施行者 木造戸建て住宅の所有者その他系田町長が住宅の耐震改修が必要と認める者で，耐震改修工事を行らものをいう。
（補助対象者）
第3条 補助対象者は，施行者のうち，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
（1）補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
（2）栄田町の町税を滞納していないこと。
2 糸田町長は，前項の規定にかかわらず，特にやむを得ない事情があると認めるときは，同項第1号に該当する施行者を補助対象者とすることができる。
（補助金の交付）
第4条 栄田町長は，施行者に対して，予算の範囲内において，補助金を交付することができる。
（補助対象住宅）
第5条 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅は，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当す るものとする。
（1）栄田町内に存在すること。
（2）昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は工事着工したものであること（昭和 56 年 6 月 1 日以後に増築等を行ったものを含む。）。
（3）補助金の交付を過去に受けていないこと。
（4）現に居住者がいること。
（5）耐震改修工事により建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反する ものでないこと。
（交付の対象となる費用）
第6条 補助金の交付の対象となる費用は，耐震改修工事に要する費用とする。
（補助対象期間）
第 7 条 補助金の交付の対象となる事業期間は，令和 6 年度までとする。但し，耐震改修工事は，当該年度の 2 月末日までに工事を完了するものに限る。

## （補助金の交付額）

第8条 補助金の額は，耐震改修工事に要する費用の $40 \%$ に相当する額とし， 60 万円を上限 とする。ただし，算出した額に1，000円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てた額とする。
（耐震改修工事の事前協議）
第9条 補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）は，耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に，当該工事について糸田町長と必要な協議を行い，その内容に ついて助言を受けるよう努めなければならない。
（補助金の交付申請）
第10条 申請者は，系田町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類 を添えて糸田町長に提出しなければならない。
（補助金の交付又は不交付の決定）
第11条 栄田町長は，前条の規定により補助金の交付の申請があったときは，その内容を審査し，補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。
2 栄田町長は，前項の規定により交付を決定したときは系田町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により，不交付を決定したときは系田町木造戸建て住宅耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第3号）により，当該申請者に通知しなければならない。
3 栄田町長は，第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは，補助金の交付について条件を付すことができる。
（補助金交付申請の取下げ）
第12条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。） は，事情により補助事業を中止し，又は廃止する場合においては，速やかに糸田町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付申請取下届（様式第 4 号）により系田町長に届け出なければならない。
2 前項の規定による取下げの届出があったときは，前条第 1 項の規定による交付決定はなかっ たものとする。
（補助事業の内容の変更）
第13条 交付決定者は，事情により補助事業の内容を変更するときは，速やかにその変更の内容 について系田町長と協議をしなければならない。
2 交付決定者は，前項に規定する場合において，交付決定を受けた額の変更を伴うときは，必要に応じて糸田町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付変更申請書（様式第 5 号）に関係書類を添えて系田町長に提出しなければならない。
3 栄田町長は，前項の規定による補助金交付変更申請があったときは，その内容を審査し，そ の結果を系田町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付変更審査結果通知書（様式第 6 号）により当該交付決定者に通知するものとする。
（補助事業の遂行）
第14条 交付決定者は，補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い，適切に補助事業を行わなければならない。 （検査等）
第15条 䊾田町長は，必要と認める場合においては，耐震改修工事の工程を指定し，検查を実施 することができる。
2 栄田町長は，前項の規定による検査の結果，当該耐震改修工事が適切に行われていないと認 める場合には，当該耐震改修工事が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。
（実績報告）
第16条 交付決定者は，補助事業が完了したときは，速やかに系田町木造戸建て住宅耐震改修補助金事業完了実績報告書（様式第 7 号）に関係書類を添えて尛田町長に報告しなければならな い。
（補助金の額の確定）
第17条 細田町長は，前条の規定による実績報告を受けた場合において，その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調查確認し，適合すると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，系田町木造戸建て住宅耐震改修補助金額碓定通知書（様式第 8 号）により当該交付決定者に通知しなければならない。
（補助金の請求）
第18条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は，系田町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第 9 号）に関係書類を添えて系田町長に提出し，補助金の交付を請求するものとする。
（補助金の交付）
第19条 栄田町長は，前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは，補助金を交付 するものとする。
（補助金交付決定の取消し）
第20条 糸田町長は，交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
（3）第 15 条第 2 項の規定による指導に従わないとき。
（4）その他糸田町長が不適当と認める事由が生じたとき。
2 前項（第3号を除く。）の規定は，第17条に定める補助金の額の確定を行った後においても適用する。
3 系田町長は，前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは，尛田町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該交付決定者に対し通知しな ければならない。
（補助金の返還）
第21条 糸田町長は，前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合に おいて，当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，系田町木造戸建 て住宅耐震改修補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることが できる。
（書類の整備及び保存）
第22条 補助金の交付を受けた施行者は，補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備 し，補助金の交付決定を受けた年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
（補助事業の実施期間）
第23条この補助事業は，毎年度3月31日までに完了しなければならない。
（その他）
第24条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，栄田町長が別に定める。

附 則
（施行期日）
1 この要綱は，公布の日から施行する。
附 則
（施行期日）
1 この要綱は，平成29年3月31日から施行する。
附 則
（施行期日）
1 この要綱は，平成 30 年 3 月 8 日から施行する。

附 則
（施行期日）
1 この要綱は，平成31年3月15日から施行する。
附 則
（施行期日）
1 この要綱は，令和元年5月1日から施行する。
附 則
（施行期日）
1 この要綱は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。附 則
（施行期日）
1 この要綱は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。附 則
（施行期日）
1 この要綱は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。附 則
（施行期日）
1 この要綱は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。附 則
（施行期日）
1 この要綱は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

